

平成 21 年度日本看護系大学協議会

## 第 6 回役員会議事録

日時：平成 22 年 1 月 22(金) 14:00～17:30

場所：五反田事務所

役員：中山、野嶋、太田、小泉、野並、濱田、正木、(敬称略)

事務局：横田、川島(記録)

検討資料

資料 1 第 4 回役員会議事録 (案)

資料 2 第 5 回役員会議事録 (案)

資料 3 平成 21 年度日本看護系大学協議会臨時総会議事録 (案)

資料 4 平成 21 年度各事業活動報告

資料 5 平成 21 年度日本看護系大学協議会臨時総会出席状況報告

資料 6 高度専門看護師資格制度の創設の提案に関する声明

### I. 議事

#### 1. 第 4 回役員会議事録(案)確認 (資料 1)

各委員会の分掌者より事業報告に関する記載について修正が求められた。修正箇所は、会長が確認することで、第 4 回役員会議事録案は承認された。

#### 2. 第 5 回役員会議事録(案)確認 (資料 2)

一部文章表現に修正が求められた。修正箇所は、会長が確認することで、第 5 回役員会議事録案が承認された。

#### 3. 臨時総会議事録(案)確認 (資料 3)

誤字の指摘がなされたが、内容に関しては再度見直して、要修正箇所に関しては事務局に連絡し、次回役員会での確認が了解された。

#### 4. その他

会長より厚労省に対して「高度専門看護師資格制度の創設の提案に関する声明」を提出した旨が報告された。この声明の中で、ナースプラクティショナーに関する発言や動きが活発になっていることに鑑み、本協議会としては、これまでの活動も踏まえ、看護の専門性向上

や業務範囲の拡大等を図る上で、新たな資格制度として「高度専門看護師」の創設を提案したことが説明された。

## **5.平成 21 年度 各事業活動の報告（資料 4）**

### **1)専門看護師教育課程認定委員会（分掌者：野嶋副会長）（資料 4-1-1, 4-1-2）**

#### **(1)報告事項**

田中委員長より平成 21 年度専門看護師教育課程審査申請状況および審査結果について、資料に基づき以下の報告が行われた。

2 回目の審査(12 月 19 日)を終えた段階で、新規申請の 10 大学が保留となっている他は審査結果が決定した。また、保留の 10 校は、確認のための追加資料の提出を要請しており、最終的には第 3 回委員会(1 月 30 日)で審査結果を決定する。

#### **(2)討議・確認事項**

##### **①委員会による審査結果の承認について**

委員会の審査結果に関し承認された。保留の 10 校については、委員会の審査結果を受けて書面審議を行うことで了解された。

##### **②日本看護協会への提出書類作成について**

例年、認定された専門看護師教育課程に関して、日本看護協会へ書類で報告することになっているが、各大学から提出されている書類が紙ベースであるため、作業の効率が悪く、時間も膨大に費やす。そのため、今年度より委員会が認定校に内定通知を送付する際に、電子媒体による教育内容(科目や単位等)の提出を求めることが了解された。

### **2)高度実践看護師制度推進委員会（分掌者：田村幹事）（資料4-7-1）**

#### **(1)報告事項**

田村幹事が欠席のため、会長から資料に基づき以下の報告が行われた。

12 月 14 日に第 3 回委員会を開催し、ナースプラクティショナー教育を行っている国際医療福祉大学大学院からヒアリングを行い、検討を行った。また、高度実践看護師に関する声明案についての検討を行い、委員会内では名称を「高度専門看護師」とすることで合意が得られた。次回の会議は 2 月 8 日に予定しており、大分県立看護科学大学におけるナースプラクティショナー教育についてヒアリングを行う予定である。

#### **(2)討議・確認事項**

委員会で合意された「高度専門看護師」という名称について検討された。その結果、国際的な流れや現在の我が国の専門看護師の実態、ナースプラクティショナー教育に関する動き等を踏まえると、専門看護師とナースプラクティショナーを総称した表現として「高度専門看護師」を用いることが適当ではないかとの意見で合意された。

### **3)FD委員会（分掌者：正木幹事）（資料4-3）**

4月17日開催予定のパネルディスカッションの申し込み方法、参加費(無料)について報告され、広報のためのチラシ(案)が提示された。「臨地実習における新人看護学教育に求められる教育能力に関する指針」の作成に向け、検討を継続しているとの報告がされた。

### **4)広報・出版委員会（分掌者：野並幹事）（資料4-5）**

#### **(1)報告事項**

#### **①出版事業について**

「看護学教育Ⅳ・看護学教育の質と評価」の出版に向け検討を進めている。サブタイトルを「看護学教育の質と評価」とし、4部構成とする。また、今後は本会のホームページに出版案内を揚げ、出版社へリンクできるようにする予定である。

#### **②広報事業について**

ホームページのトップページの更新について検討している。また、「看護職をめざす方へのページ」の充実を図るために、①多様な入試の情報を各大学へのリンクを設けながら提示する、②一般の方に対して看護職の働く場所の多様性を示す等について検討している。

### **5)役員推薦委員会（分掌者：野嶋副会長）**

#### **(1)検討・確認事項**

理事が任期中に会員校の代表としての立場をなくした場合、法人としての事業の継続に主眼を置き、理事として継続することが基本方針として承認された。ただし、大学の状況は様々であることから、理事を継続するか辞退するかの最終的な判断は社員に委ね、辞退した場合は、次点の社員を新たに理事として任命する。なお、議決権は会員校の代表である社員が持つため問題がないことが確認された。

### **6)看護学教育評価機関検討委員会（分掌者：高橋幹事）（資料4-8）**

#### **(1)報告事項**

認証評価が大学全体の評価であることを踏まえると、看護系大学における教育の質を担保するために、看護学教育に関する専門的な評価ならびにどの組織が担うかについて検討が必要である。また、コアカリキュラムとの関係の整理が今後必要である。

1月末にはワーキンググループで評価項目の洗練を行い、3月にはシンポジウムを開催して、コアカリキュラムについて野嶋先生に講演いただく予定である。

### **7)法人化検討委員会（分掌者：リボウィッツ幹事）（資料4-10）**

リボウィッツ幹事が欠席のため、会長から資料に基づき以下の報告が行われた。臨時総会を受け、定款案の目的・事業を検討する必要があることが確認された。文言の修正については、山口氏のアドバイスのもと委員会で検討することが了解された。

## 8)組織整備検討委員会（分掌者：野並幹事）（資料4-12-1）

### (1)報告事項

定款以外の諸規程の整備に関して、現段階では定款の他、細則が必要であること、この他諸規程として、①委員会規程、②役員選出規程、③会費規程、④各常設委員会の規程等が必要となると考えている。常設委員会の規程については雛形を提示し、各委員会に案を作成してもらうことが了解された。

## 9)データベース整備・検討委員会（分掌者：太田幹事）

### (1)報告事項

12月10日に第1回目の委員会を開催し、今年度は①単年度の分析結果の報告、②調査目的・方法の精選を行うことが確認された。1月19日の第2回委員会において、単純集計結果に基づく分析を開始し、次年度調査項目・内容の修正についても検討した。

## 6.定款案の事業について

臨時総会において、①法人化に向けて事業内容を整理する必要性、②事業として政策提言に関する内容を盛り込む必要性が示唆された。そこで、定款案の「事業」については、以下の通り修正することが承認された。また、目的に関しては、原案通りとすることが承認された。なお、定款に記載する文言や語尾については、委員会が他の定款等を参考にして精選することで了解され、常設委員会や臨時委員会の整理については今後の検討課題となった。

### 第3条(事業)

- 第1 看護学教育に関する調査研究
- 第2 看護学教育の質保証・向上
- 第3 専門看護師教育課程の認定
- 第4 看護学教育に関する政策提言
- 第5 看護学の社会への啓発活動
- 第6 看護学関連諸団体並びに国内外の諸機関との相互連携及び協力
- 第7 その他法人の目的を達成するために必要な事業

## 7.EAFONSへの関与のあり方について

会長より、EAFONSの対象は博士課程の学生やその指導にあたる教員であることを踏まえると本協議会の関与のあり方について検討が必要であると提案された。看護系大学における博士課程の増設を考慮すると、博士課程の学生や教員が学際的な情報を得る機会を担保することは重要であり、その点を踏まえつつEAFONSへの関与の在り方を検討することで合意が得られた。

## 8.その他

### 1)平成 22 年度の定期総会の開催について

会長より平成 22 年度の定期総会は 5 月 28 日(金)に福島に於いて開催し、会場は利便性を踏まえ福島駅周辺に決めたとの報告がなされた。

### 2)契約税理士の変更について

事務局会計担当より法人化に向けて手続きを行う上で、税理士に意見を求める頻度が高くなることを考えると、仕事の効率性も踏まえて、福島在住の税理士に契約を変更することが提案され、異議なく承認された。

## Ⅱ.事務局報告

### 1.庶務より

#### 1)臨時総会の出欠状況（資料 5）

臨時総会の出席校は 123 校、欠席校は 58 校であり、欠席校に対する資料の送付は終了した。

#### 2)ホームページの更新状況

第 3 回役員会議事録の掲載について報告された。

#### 2.新事務所移転について

五反田事務所の解約は 3 月中旬となるため、新事務所の決定は 2 月に行い、事務所の移転は 3 月上旬に行う必要がある。新事務所の決定は事務局が中心となり、随時役員に情報提供しつつ進めることで合意が得られた。

次回の役員会は、3 月 7 日(日)13 時より行う予定